鹿児島市スポーツ少年団 倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、スポーツ少年団登録者が、鹿児島市スポーツ少年団の社会的使命と 役割を自覚し、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関する ガイドライン」を十分に理解、実践することにより、日本スポーツ少年団の理念、事 業執行の公正さに対する社会からの疑念や不信を抱くような行為の防止を図り、もっ て本会に対する社会的な信頼を目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、団員・指導者および役員・スタッフ のスポーツ少年団登録者(以下「少年団登録者」)である。

(基本的責務)

第3条 鹿児島市スポーツ少年団役員等及び登録者は、日本スポーツ少年団の理念や公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)※公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条から引用

- 第4条 役職員等登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメ ント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなかればならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその 地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、経理処理に関し適正な処理を行い、決して他の目的の流 用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、 本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切 の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、前条の遵守事項に違反する行為を行ったお それがあるときは、倫理委員会を直ちに招集・調査を開始し、その結果、当 該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合 は、スポーツ少年団登録者処分基準より相当の処分をするものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、鹿児島市スポーツ少年団指導者協議会理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月22日から施行する。